

公益社団法人埼玉県社会福祉士会 懲戒に関する規則

規則第 11 号
2013 年 6 月 22 日制定

(目的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人日本社会福祉士会（以下「連合体」という。）における倫理綱領・行動規範の遵守による公益社団法人埼玉県社会福祉士会（以下「本会」という。）会員の倫理性の維持・向上を目的とした苦情対応及び懲戒において、連合体に委託して調査及び審議を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(苦情受付)

第 2 条 本会に所属する正会員に対する苦情の申し立て（以下「苦情申立」という。）は本会で受け付ける。

(調査・審査)

第 3 条 受け付けた苦情申立は連合体に通知し、その調査及び審査を連合体に委託することができる。

(処分)

第 4 条 前条の委託をしたときは、本会は連合体が行った調査及び審査結果にもとづき懲戒処分を行う。

(通知)

第 5 条 前条の懲戒処分の結果については、本会と連合体の連名で苦情の申立人及び被申立人に通知する。

(公表)

第 6 条 第 4 条の懲戒処分の公表については、本会と連合体の連名で行う。

(委託契約)

第 7 条 第 3 条から第 6 条にかかる事項を執行するため、別途、本会と連合体の間で業務委託契約を結ぶ。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるほか、委託業務の運営等に必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改廃)

第 9 条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、2013年6月22日から施行する。

附 則

この規則は、2014年4月1日から施行する。